



第15回名古屋中国春節祭劇場版が開催



新型コロナウイルス感染拡大の影響が懸念される中、第15回名古屋中国春節祭(主催：名古屋中国春節祭実行委員会、共催：中華人民共和国駐名古屋総領事館)は、3連休を利用した久屋広場での開催を取り止め、飲食や物産の販売を中止し、舞台演出のみの劇場版として形を変えて1月9日(土)にウインクあいち大ホールにて開催された。

参加者は、体温測定、除菌消毒、マスク着用などの感染防止対策を行い、来賓を含む約150名の限定された招待者のみの参加となった。

◇開会式

17時30分から行われた開会式では、来賓紹介の

後、林梅香・第15回名古屋中国春節祭実行委員長が主催者を代表して挨拶した。

林委員長は、「名古屋中国春節祭は、中部地区の華僑華人が中心となり、中日両国の官民各界の多大な支援の下に両国国民の友好関係と相互理解を深めることを目的として友好・経済・文化交流・民間外交の重要な役割を果たして来た。これまで14年間に亘り毎年開催できたことは皆様の成果である」と深く感謝の意を述べた。

続いて、「新型コロナウイルスの発生以後、皆様の生活、経済、事業が影響を受け、不安、不便な生活が続く中、元気を取り戻したいという思いで、色々なイベントを計画し、コンテストや舞台、芸術

目 次

第15回名古屋中国春節祭劇場版が開催	1
2月以降の行事案内	3
中国企業信用調査のご案内	3
【寄稿】北京・LINDAの知財権便り～地理的表示保護に関する中日制度の比較～	4
【寄稿】中国からの撤退 解散・清算で撤退する場合の注意点	9
滄州デスクNEWS	12

蕭山デスクNEWS	12
常州デスクNEWS	13
揚州デスクNEWS	13
江門デスクNEWS	14
佛山デスクNEWS	14
中国短信	15
中国経済データ	17

を中心として様々なプログラムを作成し、中部華僑華人の才能を発揮できる場を作り、出演者は懸命に練習に取り組んできた。14回続いた春節祭を15回目では中止させたくないという強い要望があった。また、中国駐名古屋総領事館の理解・支援と皆様の応援により、広場から劇場へ、無観客の方法で春節祭を開催することができた」とコロナ禍にあっても何とか開催したいという強い思いを語った。

次に、劉曉軍・中華人民共和國駐名古屋総領事が、「名古屋中国春節祭は、この地域に暮らす日本人と華僑華人の共通のイベントとなり、多くの人々に感動を与えて来た。今年は思いがけないコロナ禍により春節祭の形式は大きく変化したが共に新春を祝い、友好交流を深めたい気持ちは変わらない。民間友好は中日関係の基礎である。コロナが報告されてから両国人民の



劉曉軍・総領事

助け合いは人々の心を温め、困難と闘う勇気をもたらした。今年では中日文化・スポーツ交流推進年であり、ピンポン外交50周年でもある。この記念すべき年に名古屋中国春節祭をはじめとする様々な民間交流イベントが更に盛り上がり、中日友好の懸け橋として両国国民の相互理解と友情を深めること、コロナが一日も早く収束し、平穏な日常が全世界に戻るよう祈念する」と祝辞を述べた。

来賓祝辞に続いて、テープカットが行われ、当センターからは小澤哲会長が出席した。

◇演出

途中休憩を間にして二部構成で開催されたプログラムは獅子舞、ダンス、合唱、変面、二胡、馬頭琴など多彩にわたり披露され、コロナの感染拡大により開催が危ぶまれたが関係各位のご支援により無事に終了した。

また、当日の舞台演出はYouTubeでも公開され、毎年春節祭を楽しみにしている招待者以外の多くの方々も一緒に楽しむことができたのではないかとと思われる。



2月以降の行事案内

後援行事

「企業向け ～第6回 留学生採用講座～」

日 時：2月10日(水)13:30～15:00

会 場：オンライン開催

主 催：愛知県

後援行事

「第31回中国ビジネス実務セミナー」

※有料セミナー

日 時：2月15日(月)～16日(火)

会 場：オンライン開催

主 催：日中投資促進機構

後援行事

「中国外貨管理の制度と実務」※有料セミナー

日 時：①2月24日(水)②3月3日(水)

③3月10日(水)14:00～16:00
(各回共通)

会 場：オンライン開催

主 催：(株)チェイス・ネクスト

主催セミナー

「中国人事労務の第一人者が解説！ローカル スタッフ育成と賃金制度」

日 時：2月25日(木)15:00～17:00

会 場：オンライン開催

講 師：清原学 (株)名南経営コンサルティング
人事労務コンサルティング
事業部 シニアコンサルタント

東海日中海運懇話会

「最新の中国経済、物流、一帯一路(仮)」

日 時：3月10日(水)午後

講 師：三瀧正道 麗澤大学名誉教授

会 場：オンライン開催

中国投資企業部会

「最新の賃金水準について(仮)」

日 時：3月24日(水)午後

会 場：オンライン開催

講 師：保聖那人才服務(上海)有限公司
(パソナ上海)

Sales Senior Leader 浅田真央

中国企業信用調査のご案内

一般社団法人東海日中貿易センターでは1994年4月より中国の専門機関とタイアップし、中国企業信用調査を行っております。中国企業信用調査は、既存・新規の取引先、競合他社のベンチマーク、合併パートナー候補などに対する調査です。中国全土に及ぶ情報ルートにより、貴社のご要望にお応えできるよう中国企業をあらゆる角度から調査し、調査報告書(日本語)をお届けします。

調査タイプ

①総合信用調査：

企業概要、登記情報(過去の変更記録を含む)、株主構成、董事構成、組織構成、従業員構成、保有建物・設備、仕入・販売状況(品目、決済方法を含む)、財務情報(貸借対照表、損益計算書の合計金額、通常2年分)、経営分析、取引銀行、沿革、企業・業界の現状と見通し、信用評価

②ビジネス信用調査：

総合信用調査の簡易版で、財務情報もレポートの記載対象に含まれます。

調査料金(消費税別)

		所要期間	会員企業	非会員企業
総合信用調査	普通	25日	80,000円	110,000円
	至急	15日	110,000円	140,000円
ビジネス信用調査	普通	20日	40,000円	60,000円
	至急	10日	60,000円	90,000円

【お問い合わせ・お申込み】 一般社団法人 東海日中貿易センター 業務グループ

TEL:052-219-4820 FAX:052-219-4823

URL <https://www.tokai-center.or.jp> E-mail:gyoumu@tokai-center.or.jp

北京・LINDAの知財権便り

～地理的表示保護に関する中日制度の比較～

北京魏啓学法律事務所 弁護士・弁理士 魏 啓学
同上 商標弁理士 宗 可麗

地理的表示 (Geographical Indication) は、原産地表示または原産地名称としても知られ、商品の原産地を特定する表示であって、商品の特定の品質と社会的評価を示し、知的財産権の一つとして保護される。「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定) 第22条の1において、「地理的表示とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。」と定義している。即ち、地理的表示は、ある商品がある地域を産地とし、当該商品の特定の品質、社会的評価又はその他の特徴が主に同地域の自然的要素又は人的要素によって決定されていることを表す表示を指す。TRIPS協定では、地理的表示は、著作権、特許権、商標権、意匠権、回路配置利用権、および営業秘密などと並列し、独立した知的財産権として明示的に見なされる。

世界知的所有権機関の重要な文書であるTRIPS協定は、知的財産保護のための国際的スタンダードで

ある。TRIPS協定の条項は主に加盟国がその国内法の制定と実施を通じて施行されている。中国と日本はどちらもTRIPS協定の加盟国であり、各自の国の条件に基づいて独自の国内法を策定している。本文では、制度の面から両国の地理的表示保護制度を分析および比較している。

I. 中国における地理的表示保護制度の現状

近年、中国の社会経済の発展とブランド意識の向上に伴って、需要者が商品を購入する際にブランドを選択する傾向が強まっている。地理的および地域的特性が強い製品について、地理的表示の保護を求めることが急務となっている。

中国現行法の枠組みの下で地理的表示は、地理的表示の団体商標/証明商標と、地理的表示製品と、農産品地理的表示との3つのルートで保護されている。それぞれの概要を以下の表に示す。

上記の中、地理的表示製品の保護は、もともと中国の国家質量監督検閲検疫総局によって管理されていた。

2018年、國務院の機能改革に伴い、この機能は国

	地理的表示の団体商標又は証明商標	地理的表示製品	農産品地理的表示
主な法律根拠	『中国商標法』、『中国商標法实施条例』、『中国団体商標及び証明商標の登録に関する弁法』など	『中国製品品質法』、『標準化法』、『地理的表示製品の保護に関する規定』、『地理的表示製品の保護に関する工作細則』など	『中国農業法』、『中国農産品品質安全法』、『農産物地理的表示の管理に関する弁法』など
発効時間	2001年	2005年	2008年
主管機構	中国国家知識産権局商標局	中国国家知識産権局知識産権保護局	中国農業農村部 農産品品質安全センター
保護対象(物)	全ての商品と役務	栽培又は養殖された産品、生産及び加工された製品	一次農産物(農産物、畜産、水産養殖に分類される)
保護対象(表示)	地理的表示が示す地域の名称又は製品が特定の地域からのものであることを表示可能な視認性のある表示+商	地理的表示機能を有する名称(例えば地域名称、山、湖、川など)+製品の真実の属性を反映する製品の通用	地理地域名称+農産品通用名称
登録主体	現地の県クラス以上の人民政府が授権する社会团体、協会又はその他の組織【法人格要】	現地の県クラス以上の人民政府が設立する申請機構又は指定する協会及び企業	現地の県クラス以上の地方人民政府が一定の条件に基づき選出した農民專業合作經濟組織、産業協会等の組織
使用主体	団体商標：権利者の構成員 証明商標：使用条件を満たし、かつ権利者が規定する手続きを履行した申請者(権利者を除く。)	1 使用が許可された生産者(公告要)、2 地理的表示が団体商標として登録された登録者の構成員(公告要)、3 証明商標として登録された地理的表示の被許可人(公告要)、4 国家知識産権局で登録されているその他の使	条件を満たし、かつ登録証書保有者に申請して許可をもらった申請者
専用表示	 +商標登録番号	 +地理的表示の許可番号或いは許可公告番号	
取消の可	可	可	可
有効期限	10年間(更新可能)	長期(取消されない限り登録)	長期(取消されない限り登録)

家知識産権局に移管された。これにより、中国の地理的表示の保護は、過去の「三者鼎立」から「天下二分」の状況に変わっている。ただし、国家知識産権局による地理的表示製品の保護と地理的表示の団体/証明商標とは異なる法制度に属しており、申請方法、審査プロセス、法的結果に大きな違いがあるため、本質的には三者鼎立の状況が続いている。

3つの保護方法はすべて、製品の品質基準、管理規範、および地域の特性について明確な要件があり、製品の市場競争力に対する内面的サポートを示していると同時に、地理的表示の専用表示を製品のパッケージに付けることによって、外面的なブランド価値を反映する。地方政府は3つの申請手続きのいずれにも参加しており、地理的表示の地名は国の「お墨付き」に近い役割を果たすため、供給元のマーケティング、栽培の基準、管理規範、収穫と倉庫保管、および物流配送などにおいて、地理的表示製品の産地品質に対する消費者の信頼を強化できる。

一方、3つの保護方法にはそれぞれ独自の鮮明な個性がある。

(1) 法的根拠から見れば、地理的表示製品の保護と農産物地理的表示の保護の直接の法的根拠(『地理的表示製品の保護に関する規定』および『農産物地理的表示の管理に関する弁法』)の性質は、国家国務院の所在機関が制定する部門規章である。それに対して、地理的表示の団体/証明商標の法的根拠(『商標法』)は全国人民代表大会の常務委員会によって制定および公布された法律である。後者は前者より優位である。

(2) 登録後の保護の観点から見れば、地理的表示製品の保護および農産物の地理的表示の保護は、地方の各クラスの知的財産管理部門、地方人民政府の農業行政部門によってそれぞれ管理および監督される。政府機関による積極的な管理・監督の形をとっている。

一方、地理的表示の集団/証明商標が登録後、権利侵害に遭遇すると、権利者は商標権に基づいて行政上および司法上の救済を求める権利を有する。

公開情報によると、2020年上半期に許可された地理的表示製品が計2,385個であり、専用表示の使用が許可された企業が計8,811社であり、地理的表示商標の登録件数は計5,682件である¹。同時期に、農業部で農産物の地理的表示製品を3,090件登録している²。データ自体から見れば、3つの保護方法の登録制度はともに積極的に活用されている。

実務上、各地の申請者が特定の製品の性質に応じて異なる保護方法を採用しており、2つ以上の保護方法を同時に採用する例も珍しくない。2019年10月に国家知識産権局のウェブサイトで公開された5つの地理的表示製品³を例として、中国商標網および全国農産品地理的表示照会システムで検索すれば分かるように、同一の地理的表示を、異なる保護方法を通じて異なる主体の名義で申請することが多い。

1 出典『知的財産統計簡報』2020年第10号

2 出典『全国農産品地理的表示照会システム』<http://www.anluyun.com/Home/Search>

3 国家知識産権局公告第331号

地理的表示製品の保護を申請する際、地理的表示が他者に商標として先登録されている場合、申請者は申請前に商標権利者と協議し、その同意を得る必要がある。通常の申請書類に加えて、商標権利者が発行した「地理的表示製品の先行権利抵触の協調に関する承諾書」を国家知識産権局に提出することも必要である⁴。「承諾書」では、商標権利者は次の意思表示を行う必要がある。

1. 地理的表示の申請者が地理的表示製品を申請することを認める。2. 製品の保護地域における生産者による地理的表示名称とその表示の適切な使用に同意する。3. 商標を保護地域外の譲受人に譲渡

地理的表示製品の名称	连江海带 (連江昆布)	汤阴北艾 (湯陰北艾)	溆浦瑶茶	汨罗粽子 (汨羅粽)	忻城糯玉米 (忻城トウモロコシ)
申請機構	福建省福州市連江県人民政府	河南省安陽市湯陰県人民政府	湖南省懷化市溆浦県人民政府	湖南省汨羅市人民政府	広西壮族自治区来賓市忻城県人民政府
地理的表示 団体/証明商標として登録又は申請したか否か	YES	YES	NO	NO	YES
登録番号	登録番号: 14628241	申請番号: 45142607			申請番号: 26400415 (拒絶査定で無効)
商標登録/出願人	連江市昆布業界協会	湯陰県医薬産業発展服務センター	—	—	忻城県真珠トウモロコシ協会
農産品地理的表示製品として登録したか否か	NO	NO (番号AGI02922)	NO	NO	NO
農産品地理的表示製品証書の保有者	—	湯陰県医薬業界管理オフィス	—	—	—

しないこと。4.登録者は製品の品質要件と指定された基準に従って生産し、専有表示を使用しなければならない。

このようにして、地理的表示の公的所有権と商標登録の私的所有権の間の抵触が解決される。

II. 日本における地理的表示保護制度の現状

現行の日本の法制度では、地理的表示は主に2つの方法で保護されている。即ち、特許庁が管轄する地域団体商標制度と、農林水産省が管轄する地理的表示保護制度である。地域団体商標制度とは、地域ブランドの名称を商標権として登録し、その名称を独占的に使用することができる制度である。地理的表示保護制度とは、生産地と結び付いた特性を有する農林水産物等の名称を品質基準とともに登録し、地域の共有財産として保護する制度である。

また、酒類に関する地理的表示は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の規定に基づき、国税庁によって管轄される。

地域団体商標制度と地理的表示保護制度との相違は下記の通りである⁵：

- 4 国家知識産権局地理的表示オンライン申請ガイドライン
5 日本特許庁ウェブサイト www.jpo.go.jp/system/.../faq/t-dantai_syouhyou.pdf

地域団体商標の製品品質は、主に商標権利者によって自主的に管理される。それに対して、地理的表示によって保護されている製品は、原産地に関連する特定の品質基準に準拠する必要がある。登録者が生産/加工業者が品質基準に準拠しているかどうかを管理し、国がこれを監督する。地理的表示は生産/加工業者の製品が特定の品質基準を満たしている場合にのみ使用できる。品質基準を満たしていない製品に

地理的表示を使用すると、地理的表示の登録が取り消されるという重大な結果が生じる。生産/加工業者が地理的表示の地域団体商標登録を所有していても、地理的表示を使用する商標登録権を付与することはできない。したがって、日本の地理的表示によって保護されている製品の品質は中国の地理的表示保護製品と同じく、ある程度の国のお墨付きが得られる。

地理的表示が日本農林水産省の保護登録を受けると、その地域の共有の財産になる。適格な生産/加工業者は地理的表示の登録者によって規定された申請手続きを履行し、かつ製品の品質が要件を満たした場合、地理的表示を正當的に使用できる。地理的表示を地域団体商標として他人が登録したとしても、上記の正当使用を妨げることはできず、独占使用権を実現することはできない。この点は、中国の地理的表示の保護と地理的表示の団体/証明商標の間の抵触の解決法と一致している。

日本特許庁および農林水産省の公式ウェブサイトの公開データによると、2020年6月末の時点で、日本は計683件(うち外国登録者によるものは3件)の地域団体商標⁶の登録を許可し97件の地理的表示の登録が許可された⁷。筆者は、5つの地理的表示登録をランダムに選択してその登録状況を調査した。その結果、中国と同様に、各地域が実際のニーズに応じて単一または2つの保護方法を選択して登録を求めていることが分かった。2つの保護方法を選択する場合、地域団体商標の登録者と地理的表示の登録者の名義が一致しない場合がある。

- 6 日本特許庁ウェブサイト <https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/document/index/ranking.pdf#search='地域団体商標+出願+登録件数'>
7 日本農林水産省ウェブサイト(2020年6月29日現在) https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/gi-4.html

	地域団体商標制度	地理的表示保護制度
主な法律根拠	『日本商標法』	『日本地理的表示法』
制度開始	2006年4月1日	2015年6月1日
主管機構	日本特許庁	日本農林水産省
保護対象(物)	全ての商品・役務	農林水産物、飲食物品等(酒類等を除く)
保護対象(表示)	「地域名」+「商品(役務)名」等	農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いていることを特定できるもの(地域を特定できれば地名を含なくてもよい)
登録主体	農協等の事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO法人等の法人	生産・加工業者の団体(法人格のない団体も可)
主な登録要件	1 地域の名称と商品・役務が関連性を有すること(商品の産地等) 2 商標が需要者の間に広く認識されていること	1 生産地と結び付いた品質等の特性(外観・形状・食味等の特徴等)を有すること 2 一定期間(概ね25年)継続された実績があること
専有表示		
有効期限	10年間(更新可能)	長期(取消されない限り登録存続)

地理的表示の名称	宮崎牛(第55号)	八丁味噌(第49号)	近江牛(第56号)	檜山海参(第92号)	八代生姜(第95号)
地理的表示の登録者	より良き宮崎牛づくり対策協議会	愛知県味噌醤油工業協同組合	一般社団法人滋賀県畜産振興協会	ひやま漁業協同組合	八代地域農業協同組合
地理的表示団体/証明商標として登録又は申請したか否か	YES (登録番号5028588)	NO	YES (登録番号5044958)	NO	NO
商標権利者	宮崎県経済農業協同組合連合会	—	全国農業協同組合連合会、滋賀県食肉事業協同組合、滋賀県家畜商業協同組合	—	—

Ⅲ. 中日商標法の枠組みに基づく地理的表示の保護の比較

中国において、2001年度の商標法改正に当たって、地理的表示の商標に関する規定が第16条に新設され、地理的表示が正式に法律の保護対象に拡張された。日本において、2006年4月から地域団体商標登録制度が施行された。以下では、地理的表示の商標に関わる両国の現行商標法の共通点と相違点を比較してみる。

1. 登録出願

現行『中国商標法』では、第16条が2001年度の改正内容を継続したうえ、『商標法实施条例』の第4条に、地理的表示が証明商標または団体商標として登録できることを規定し、証明・団体商標の使用主体も規定している。『日本商標法』の第7条の2は、地域団体商標の保護対象および出願人の主体に関して詳細に規定している。

上記の比較から、地理的表示の証明商標は中国特有のものであることがわかる。中国の地理的表示団体商標と日本の地域団体商標は、保護対象(物品)、登録主体、使用主体などの点で基本的に同じであるが、保護対象(表示)について、日本は商標の構成要素を単純な文字に限定し、図形およびその他の要素は含まない。一方、中国では商標に「視認性のある」(図形など)を含めることが可能である。実務上、図形と文字の組み合わせで構成される地理的表示集団商標の例は枚挙にいとまがない。例えば、次の例がある。

また、登録要件については、日本の「商標が需要者の間に広く認識されていること」という要件に対して、中国はこれについて明確な規定が設けられて



いない。ただし、中国で地理的表示団体/証明商標の登録出願する場合は、「生産地域範囲」を証明するために、県誌、農業誌、製品誌、年鑑、教科書などを提出する必要がある。これらの資料は、地理的表示にある程度の知名度を有することを客観的に反映していると思われる。

2. 登録後の譲渡及び更新の可否

中国では、地理的表示の証明/団体商標は通常の商標と同様に譲渡できる。ただし、地理的表示の公的所有権により、地理的表示の証明/団体商標の譲渡は通常の商標譲渡と相違している。『中国商標法』第42条第3項において、「混乱を招く、または悪影響を及ぼすおそれのある商標譲渡が認められない」旨が定められている。この規定の主要な対象の1つはまさに地理的表示の証明/団体商標であると思われる。通常の商標譲渡の要件(同一又は類似する商品における同一又は類似する商標は一括に譲渡されるべきである)と比較して、譲受人が地理的表示の管轄地域内にあるかどうか、および譲受人が証明/団体商標の権利者の主体資格を持っているかどうかなどを考慮することも必要である。

一方、『日本商標法』第24条の二の(4)には、地域団体商標に係る商標権は譲渡することができないと規定されている。

中国の地理的表示の証明/団体商標登録と日本の地域団体商標登録はどちらも権利の存続期間が10年

	中国地理的表示団体/証明商標	日本地域団体商標
保護対象(物)	全ての商品・役務	全ての商品・役務
保護対象(表示)	地理的表示が示す地域の名称又は製品が特定の地域からのものであることを表示可能な可視性表示+商品名称	「地域名」+「商品(役務)名」
登録主体	現地の県級以上の人民政府が授権する社会团体、協会又はその他の組織【法人格要】	農協等の事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO 法人等の法人
使用主体	団体商標：権利者の構成員 証明商標：使用条件を満たし、かつ登録人が規定する手続きを履行する申請者(権利者を除く。)	権利者の構成員
登録要件	1 使用商品は特定した品質を有する 2 使用商品の特定した品質は、地理的表示の示す地域の自然的要素又は人的要素によって決定される	1 地域の名称と商品・役務が関連性を有すること(商品の産地等) 2 商標が需要者の間に広く認識されていること

であり、更新手続きにより存続期間を延長できる。

3. 商標が他人に冒認出願された場合

中国では、地理的表示の保護は商標の登録を前提とすることなく、登録しなくても『商標法』に従って保護を取得可能である。地理的表示が他人に商標として冒認出願されている場合、地理的表示は、『中国商標法』の第10条第1項の7(産地誤認)、第10条第2項(地名に関連)、第16条(地理的表示)、第30条、第31条(同一・類似性に関連)、第32条(先行権利と先行使用が一定の影響ありに関連)などに基づいて、異議申立(対象商標が初歩査定公告された場合)または無効審判(対象商標は登録済み)を請求することができる。馳名商標の認定要件を満たすものは、『商標法』第13条を主張することもできる。北京市高等裁判所により公布された『商標の権利付与・権利確定に係る行政案件の審理ガイドライン』の13.5には、「地理的表示の団体商標又は証明商標の登録出願が後であり、通常商標の出願が先である場合、地理的表示の客観的な存在の状況及びその知名度、識別性、需要者の認知等要素を踏まえて、需要者に商品又は役務の出所について容易に混同を生じさせるか否かを判断しなければならない」と規定している。これは先取り登録されている地理的表示に関して混同判断の基準を提供している。

日本において、商標権付与後の登録異議申立制度を採用している。商標登録後に発行される商標広報の日から異議申立期間(2ヶ月)に入る。該期間中は誰でも異議を申し立てることができる。『日本商標法』第43条第2項、第46条第1項によれば、登録商標が第7条第2項第1号の地域団体商標等に係る規定に違反した場合、対象商標の状況により登録異議または無効審判を請求することができる。

4. 商標権利侵害に遭遇した場合

上記のように、地理的表示の公的所有権の影響を受けて、権利者は、中国の地理的表示の証明/団体商標および日本の地域団体商標の登録後、他者がそれらを正当に使用することを妨げる権利を持たず、通常の商標のように完全に独占的に使用することはできない。

権利侵害行為に対しては、中国の地理的表示の証明/団体商標は、通常の商標と同様に、行政取締りや侵害訴訟などの権利救済措置を行うことができる。権利者は、権利侵害行為の差し止め請求、権利

侵害賠償金の請求などの権利を有し、税関で法的保護を受けることもできる。日本の地域団体商標の権利者は、民事権利侵害訴訟を通じて差止請求、損害賠償請求を主張することができ、また、税関の輸出入時に保護することができる。これらは侵害製品の国内市場への流入を効果的に防ぐことができる。

上記で分析したように、中国と日本の商標法で地理的表示の保護に多く共通している。中日間の経済交流が深まり、越境電子商取引が急速に発展する中、中日間の商品の流動性はかつてないほど緊密になっている。近年、日本は中国最大の農産物輸出市場であり、中国の高級食材市場で日本の高級牛肉製品や日本酒が高い人気を集めている。互いの国に対して、地理的表示の保護を求める客観的な需要が徐々に高まっている。しかし、残念ながら、現在、両国の出願人が相手国で地理的表示商標を出願し、登録を受けた件数は中日それぞれ1件のみである。それぞれ中国の登録商標第14116667号「庵治石」であり、日本の登録商標第5450000号商標「鎮江香酢」である。両国の法律システムにおける地理的表示を保護する方法は複数あるが、権利の安定性と権利保護の利便性の観点から、商標登録出願は優れた選択肢である。地理的表示の製品が外国市場に進出する際に確実な法的保護を受けるよう、今後、商標制度が一層活用されることを期待している。

<執筆者プロフィール>

中国弁護士・弁理士 魏 啓学

1979年から、商標法、特許法、技術契約法、著作権法、ソフトウェア保護条例、技術導入契約管理条例、弁理士条例などの法令の立法及び改正作業に参加してきた。数十年来、特許と商標の出願の他、数多くの侵害訴訟事件及び行政ルートによる模倣品摘発事件を担当、そのうち非常に有名な事件も数多くある。



中国商標弁理士 宗 可麗

商標調査及び商標ウォッチング、商標のネーミングとデザイン、商標登録出願、変更、更新、取消申請、商標使用許諾契約届出、三年不使用取消審判、商標異議申立、審判請求(不服審判、無効審判、商標譲渡などの契約の起草及び翻訳、商標使用許諾、商標権譲渡に関する交渉など、数多くの案件を担当している。



中国からの撤退

解散・清算で撤退する場合の注意点

日本国税理士 キャストグローバルコンサルティング(株)
キャストグローバルコンサルティング(上海) 董事長 永野 弘子

中国からの企業撤退スキームとしては、解散・清算、出資持分譲渡、破産、減資、吸収合併が考えられますが、本稿では企業撤退スキームとして最も多く採用されている「解散・清算」について説明いたします。

現地法人の清算手続きについては、「解散の認可がおりにくい。」「税務登記抹消時に税務調査が入り時間がかかる。」ということをお聞きになっている方も多いと思います。

中国では清算しようとしても「解散の認可がおりないのでないか」という点については、商務部門による解散清算の審査認可制度は2016年10月に廃止されていますので、基本的には株主が解散を決定すれば清算手続きに入ることができます(投資時に地元政府と締結した投資協議書上に何らかの制約がないか否かの事前確認は必要です。)

また、税務登記抹消時の税務調査につきましては、すでに清算手続きの一環である税務登記抹消申請においては、税務システム上の「抹消セット(中国語：注销套餐)」プラットフォーム上で税務登記抹消を行うために必要な抹消申請日までの税務申告等の関連事項を入力することになっており、従前の税務登記抹消申請と比較するとその手続きは非常に簡便化されており、更には税務登記抹消セットでの申告内容に問題がなければ非常に短期間で税務登記抹消が認可されています(但し、税務登記抹消については地域差がありますのでご注意ください)。

中国では政府関連手続きの簡易化を進めており、

従前と比較すると清算手続きもスムーズに進むようになってきています。

では、実際に会社を解散することを決定した場合、何に注意し、どのように進めていけばいいのかでしょうか。会社を解散することを決定したからといって、現地法人にすぐにそのことを伝え、手続きに入るように指示すればいいというわけではありません。

どのように進めるべきかについて順を追って説明します。

(1)会社状況事前把握

まずは現地法人の会社状況を把握することから始める必要があります。というのも現地法人へ派遣されている出向者が現地法人のすべてを把握されているわけではないため、特に清算手続きを行う場合、問題となる項目については事前に把握しておく必要があるためです。

主要な項目としては、①従業員関係…労働契約締結状況、社会保険加入状況、勤務年数、有給消化状況等、②税務…過年度税務申告状況、③財務…債権債務状況、簿外債務の有無、キャッシュフロー、④契約書関係…期限前契約解除条件等を確認などがあります。

ところで、事前に会社状況を把握する場合には会社内部の資料を閲覧、確認する必要がありますが、通常は「内部監査」という位置づけで、会社清算のためであることは伏せたうえで調査を実施します。

(2)検討

次は、上記調査結果も踏まえて、①土地・建物使用権・建物を誰に譲渡するか、どう探すか？ ②賃貸工場・事務所をいつまで借りておくか？ ③清算終了までキャッシュは足りるか？ ④生産・経営活動はいつ停止するか？ ⑤従業員への経済補償方案の設計 ⑥清算グループメンバー人選 等々を検討します。

(3)スケジュール作成

事前情報把握、検討を経て、清算手続きに入る事前準備段階から清算手続きまでのスケジュールを作成します。スケジュール作成の要点は、①工場(経営)をいつ停止するか。②従業員へいつ解散することを伝え、労働契約解除を行うか。③政府関連清算手続きになります。これらの要点を考慮しながら通常は1～2年の期間のスケジュールを作成します。

スケジュールを組むうえで最も注意を要するのは、工場生産(経営)停止と従業員への解散通知のタイミングです。会社が清算するのを従業員に知られた場合、経済補償金交渉を有利に進めるためにストライキにはいり、現地法人の取引先に対する供給責

任等が履行できなくなるリスクがあるためです。

③の政府関連清算手続きの基本的なフローは下図のとおりです。

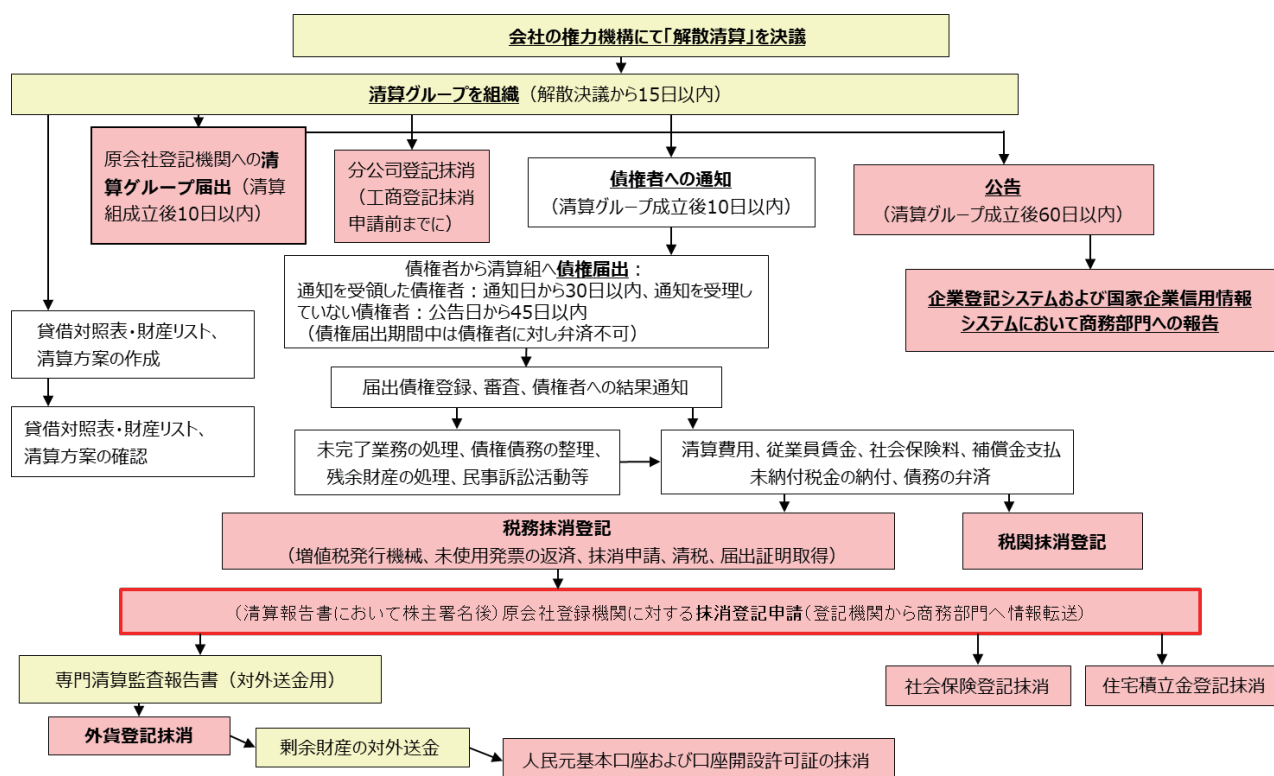
下記フローの中で、主要なポイントとなるのは税務登記抹消申請手続きと残余財産の送金手続きになりますが、これらの手続きを行うにあたっての留意事項を説明します。

(i)税務登記抹消手続き

上述したように税務登記抹消は従前と比べて格段に簡便化され、税務局の審査期間も短縮されています。

では、税務抹消登記はどのタイミングで申請できるのでしょうか？

まず、清算公告期間完了後であれば申請可能です。但し、税務登記抹消申請を行うためには、貸借対照表に計上された現預金以外の資産を現金化、負債を返済し、貸借対照表に計上されるのは現預金と資本項目だけにしておく必要があります。特に土地・建物使用権を所有し、その譲渡先探索、譲渡手続きに時間を要した場合、清算期間が長期化することになります。ちなみに土地・建物使用権の譲渡先についてですが、買手がみつき、価格等の条件が



あえば譲渡できるというわけではなく、所在地政府が設定する投資条件を満たさない譲渡先については、いくら譲渡契約を締結しても政府からの認可がおりず、土地所有権の名義変更ができません。そのため土地所有権を譲渡する場合には事前に政府部門へ投資条件等について事前にヒアリング、相談することをお勧めします。

また、税務登記抹消申請前までに、増値税インボイス未発行分及び増値税発行システムを税務局へ返納しなければならず、税務登記抹消申請後は如何なる増値税インボイスも発行できなくなりますので、増値税インボイスの発行が必要な段階での税務登記抹消申請はできません。

ところで、「税務登記抹消申請後に会社の現預金を使うことはできるのですか？」というご質問もよく受けますが、もちろん使用可能です。通常は残余財産を送金するための「残余財産送金用監査報告書」を作成するまでは費用支出は可能です。

(ii) 残余財産送金手続き

残余財産を送金するためには、送金する銀行口座へそれ以外の銀行の預金をすべて移す必要があります。では、どこの銀行から送金手続きを行うのかについては、基本的には基本口座開設銀行からということになりますが、但し、昨今は手続きが効率的に行えるということもあり日系銀行(日系銀行に口座を有している場合)から送金するケースも多いです。

ところで、残余財産を海外へ送金する場合、残余財産が資本金を下回る場合には税務的な手続きなく送金できますが、残余財産が資本金を上回る場合には、資本金を上回る部分についての納税処

理が必要となり、銀行側から税務局発行の対外支払証明の提出を要求されることになります。

下記は残余財産が資本金を上回る場合の課税関係です(海外出資者への送金時)。

残余財産		1,600,000	課税関係
内訳	資本金相当額	1,000,000	課税なし
	資本準備金相当額	100,000	譲渡所得として課税
	利益準備金相当額	200,000	配当所得として課税
	未処分利益相当額	300,000	

納税処理は淡々に行えばいいのではないかとと思われるかもしれませんが、ところが残余財産送金の段階で納税処理が発生した場合には実は面倒なことになります。といいますのは、現地法人の税務登記はすでに抹消されているため源泉徴収という形での納税処理ができず、送金先である出資者名義で納税番号を取得し、自己申告形式で納税しなければならなくなるからです。このような事態を回避するために税務局からは税務登記抹消申請を行う前に残余財産のうち配当所得とみなされる部分については源泉徴収手続きを行うようにと要求されるケースが多々あります。よって、残余財産が資本金を上回る場合には事前に税務局へいつのタイミングで納税手続きすべきかをご相談ください。

以上、清算手続きにおける主要なポイントを簡単に説明いたしました。実際に清算手続きを行う場合、想定外のことが発生することが多々ありますので、臨機応変な対応が必要となります。



<執筆者プロフィール>

日本国税理士 キャストグローバルコンサルティング(株)

キャストグローバルコンサルティング(上海) 董事長 永野 弘子

キャストコンサルティングには会社設立時より参画。2005年にキャストコンサルティング(上海)広州支店の立ち上げに入り2年間滞在。その後2007年より現在まで上海勤務。日本企業向け中国投資コンサル、税務会計案件対応、MA案件にかかる財務DD調査、会社清算等、多数の中国関連案件に関与。中国税務セミナーにも定期的に出講。



滄州市が「河北省文明都市」に

12月30日、河北省政府開催の全省精神文明建設工作會議及び表彰大会において、滄州市が「河北省文明都市」の称号を授与された。河北省文明都市に認定されると、新たに河北省から「全国文明都市」の候補としてノミネートされる資格を得る。

中国全土で文明都市構築が推進されているのは、その「称号」を単に取得するだけでなくに止ま



らず、それをきっかけに都市機能を継続的に整備し、都市の質を向上させ、人的・文化的な精神を育成して、質の高い発展に繋げるという目的がある。

黄驊港の2020年の貨物取扱量 3 億トンを突破

12月28日時点で、黄驊港における2020年の累計貨物取扱量が前年比5.3%増の3億36万トンとなり、通年で初めて3億トンの大台を突破した。コンテナ取扱量は前年比29.5%増の72.7万TEUといずれも1986年の開港以来、過去最高を記録した。



また、2020年の通年で神華黄驊港務会社が船積みした石炭量は2億トンを突破し、北方に位置する港湾としては2年連続で首位をキープした。黄驊港は中国を代表する石炭の積出港として知られている。



杭州蕭山國際空港の拡張工事着工

12月28日、杭州蕭山國際空港の国際貨物ステーション及びエプロンの拡張工事プロジェクトが着工した。2020年9月21日に拡張計画が発表された「中国(浙江)自由貿易試験区」の航空貨物輸送分野として初のプロジェクトとなり、総投資額は24億元にのぼる。本プロジェクトでは、多数の自動化、情報化された



杭州蕭山國際空港の完成図

コンテナ、バルク貨物処理システムが使用されている。2022年末に竣工し、2023年に開港予定。

2022年杭州アジア大会選手村 上棟式を開催

杭州市で2022年に開催される第19回アジア競技大会の選手村で12月24日、上棟式が開かれた。今後は景観や外壁(カーテンウォール)、内装の工事段階に

入り、2021年末までに竣工し、2022年3月には試験運用が始まる見通しである。

大会の中核プロジェクトの一つである選手村は、選手村、役員の宿泊施設、メディア村、国際エリア、公共エリアから構成され、総敷地面積は113ヘクタール。大会の開催期間中、選手村は1万人以上の選手及び関連スタッフ、約4千人の国際技術役員、約5千人のメディア関係者に宿泊、飲食、医療などのサービスを提供する。

浙江自貿易区に世界トップ500企業が新たに進出

中国(浙江)自由貿易試験区に杭州エリア・蕭山ブロック16.09km²が新たに加わり、蕭山經濟技術開發区と杭州臨空經濟モデル区の一部エリアと合わせて杭州エリアの総面積の42.9%を占める中、世界トップ500企業である3社が進出を決めた。その内、ZFは「電気駆動関連部品PJ」、ABBは「工業自動化事業部中国技術センターの設立PJ」、サンゴバンは「バイオ医薬製品関連の新ライン敷設PJ」による投資となる。



常州高新区で新年親睦会を開催

12月22日、常州高新区は外資企業を招き、新年親睦会を開催した。会場には区内の外資企業代表者をはじめゲストが集い、雑技や演舞など様々な催しを楽しんだ。



2020年はコロナウイルスの蔓延により、難しい対応が迫られる中、高新区は対コロナ政策の実施により積極的に企業をサポートし、企業活動の早期再開に向けた支援に注力した。また各業界の企業が国内外に支援物資を持ち合うなどし、共に難局を乗り越

り、その結果高新区は着実に質の高い経済発展を遂げることとなった。

統計によると、高新区の通年(1～12月)の総生産額は前年比約5%増の1,600億元となり、また一定規模以上の工業総生産額は前年比約6%増の2,450億元に上り、2020年の中国工業エリアトップ100のうち15位にランクインした。また通年の新規外商投資プロジェクトは94項目に上り、うち15項目が登録資本金3,000万ドル以上のビッグプロジェクトとなった。

中日産業パークの申請、第1審査を通過

常州高新区は、区内の「中日スマート製造(常州)産業パーク」を「省級国際合作パーク」へ昇格させる申請を行っており、先ごろ江蘇省商務局による第1次審査を通過した。

12月16日には南京で第2次審査会が開かれ、同パークの産業的特徴など多方面に亘ってプレゼンが行われた。



揚州開発区の2020年GDP6.5%増

揚州経済技術開発区は12月15日、2020年(1～12月)の経済見通しをメディアで発表した。

2020年、揚州経済技術開発区のGDPは前年比6.5%増の570億元に達し、一定規模以上の工業付加価値額は同7%増の194億元にのぼり、インボイス(発票)ベースの売上高は同4.4%増の635億元、固定資産投資額は同6.5%増の181億元となり、小康社会(ややゆとりある生活ができる社会)の実現に向けまた一歩近づく結果となった。

揚州経済技術開発区は1992年5月に設立が認可され、2009年7月に国家級開発区に昇格し現在に至る。近年の揚州経済技術開発区は「2つの向上(中国語:双提昇。「産業レベル」と「質」の向上を指す)」の継続により、質の高い投資プロジェクト誘致が進められている。

揚州に3本目の高速鉄道敷設計画

揚子晩報は12月15日、揚州に繋がる3本目の高速鉄道「揚鎮寧馬鐵路」の敷設計画が新たに組み込まれ、2021年に着工する見込みであることを発表した。

本線は、全長122kmの揚州・鎮江・南京・馬鞍山を結ぶ新ルートで、開通すれば揚州から南京禄口国際空港までの所要時間が約30分で繋がり、利便性が更に高まるものと期待される。

2020年は、滬蘇通鐵路(上海・蘇州・南通間の高速鉄道線)が開通し、連淮揚鎮鐵路(連雲港・淮安・揚州・鎮江を結ぶ高速鉄道線)もまもなく開通予定の中、2021年も高速鉄道の建設ラッシュが続きそうだ。



揚鎮寧馬鐵路(青線)



黄茅海大橋の建設進む

2020年6月に着工した「黄茅海大橋」は1月3日、工事の要である中塔橋台(橋脚)の建設工程に入り、杭打ち作業や水深107mまでのコンクリート打設などが行われた。



建設中の黄茅海大橋

黄茅海大橋は、広東省の東西にある江門市と珠海市を全長31キロで繋ぐ新道路建設プロジェクト「黄茅海海峡道路(中国語:黄茅海跨海通道)」における主要海峡大橋の1つ。

黄茅海大橋の橋脚のスパンは720mに及び、完成すれば主塔3基の斜張橋としては世界最大級となる。またこの地区は台風が通過する頻度が高く、最大瞬間風速68m/秒(大型台風規模)の強風にも耐えることができ、同エリアにおいても安全面が保証されている。

第14次5ヵ年計画で交通インフラ倍増へ

江門市は第14次5ヵ年計画(2021～2025年)期間中の交通インフラへの導入額を2千億元に設定した。過去最大規模の導入額により交通インフラの更なる整備を進める。江門市は、第13次5ヵ年計画(2016～2020年)期間中においても交通基礎インフラの投資実行額が900億元と、第12次5ヵ年計画の304億元から約3倍増となっていた。直近では、2020年11月16日に広東珠西総合交通ターミナルの江門駅が運用をはじめると、交通インフラの構築が進み、グレートベイエリア(粵港澳大湾区)における南西部の交通ターミナルとして、存在感が高まっている。



在広州日本国総領事館一行が佛山市を視察

1月8日、阿部尚行領事をはじめ在広州日本国総領事館一行が佛山市を訪問し、同市における都市建設やインフラなどのビジネス環境の現状を理解する目的で現地視察を行った。伍慧英・佛山市商務局副局長らが同行し、南海日本中小企業園、南海水素エネルギーセンター、佛山西駅ターミナル城、佛山南海獅山博愛新城などを視察した。



佛山市南海区は中国有数の自動車生産拠点とし

て知られるが、区内の南海区丹灶鎮(表)には南海日本中小企業園があり、富士離合器(株)エフ・シー・シー)、京濱大洋冷暖(株)ケーヒン)など27社の日系企業が進出し、主に自動車部品や電子部品などを生産している。同園は第1期～3期の飛び地から構成されており、うち第3期は2020年9月に竣工されたばかりで、自動車部品以外にも新エネルギーや新素材分野のメーカーなども幅広く誘致する方針である。

一行は、南海水素エネルギーセンターも訪れた。南海区は2017年9月に中国で初めてFCV向け商用水素ステーションの設置・運用を始めている。現状で水素ステーションは6基に増え、利用対象車両は826台に上り、利用対象車の累計走行距離は550万km、総水素充填量は35万kgに達している。

阿部領事は「佛山市の水素エネルギー産業の発展状況について大変参考になった。日本・佛山の良好な協力基盤を生かして交流を更に強化し、共に水素エネルギー産業の発展を推進していきたい」と述べた。

〈中国短信〉

◆中国輸出管制法施行後で初の品目が発表

中国商務部は12月2日、暗号の輸出入許可証の対象となる品目リストを発表した。

輸出管制法(12月1日施行)は先の10月17日に公布され、その時点では規制対象リストが未発表であった。

規制対象となった品目は、セキュリティチップ、暗号機、量子暗号設備など、データの暗号化技術に関わる分野で、2020年1月より施行された「暗号法」も根拠となっている。今後も規制対象リストの品目が追加される可能性もあり引き続き注視していく必要がある。

輸出管制リストの品目（大項目のみ抜粋）

項目	品目
1	システム、設備、部品
1.1	セキュリティチップ
1.2	暗号機(暗号カード)
1.3	暗号化VPN設備
1.4	暗号キー管理製品
1.5	専用暗号設備
1.6	量子暗号設備
1.7	暗号分析設備
2	測定試験、検査、生産設備
2.1	1.1～1.7に関連する暗号研究開発生産設備
2.2	1.1～1.7に関連する暗号測定試験設備
3	1.1～2.2に関連するソフトウェア
4	1.1～3に関連する技術

◆使い捨てプラスチック製品 使用・回収の報告を義務化

商務部は11月30日、「商業分野における使い捨てプラスチック製品の使用・回収報告弁法(試行)」を発表した。

小売、ECプラットフォーム、フードデリバリーの業者に対して、非生分解性の使い捨てプラスチック製品であるレジ袋、プラスチック製食器(ナイフ、フォーク、スプーン)、ストロー等の使用・回収状況を報告することを義務付ける。

中国では2008年6月より小売業者によるレジ袋の無償提供を禁止している。本弁法では、報告結果を政策に役立てるとしており、ECや飲食業にも規制が拡大しそうだ。

◆中国 固体廃棄物の輸入を全面禁止

生態環境部等は「固体廃棄物の輸入を全面禁止することに係る事項に関する公告」を発表した。2021年1月1日より固体廃棄物の輸入を全面禁止し、固体廃棄物の国内における持ち込み、投棄、放置、処分といった行為は罰金や刑事罰の対象となる。

◆中国 新エネ車産業発展計画を発表

國務院弁公庁はこのほど「新エネルギー車産業発展計画(2021-2035年)」を発表した。

本計画は、自動車強国を目指す中国の中長期政策で、現行版の「省エネルギー・新エネルギー車産業発展計画(2012-2020年)」を継ぐもの。

先日発表された「省エネルギー・新エネルギー車技術ロードマップ2.0」をベースに、本計画草案時の目標数値が若干修正された内容となっている。

本計画は、2025年までに新車販売台数における新エネ車の割合を20%前後にするとし、草案時の25%前後から下方修正された。2019年末の時点で新エネ車の割合は4.7%に留まり、2020年もコロナの影響などで6月までは前年同月比マイナスが続いていた。下方修正後も目標達成には毎年大幅な上積みが求められる。

燃料電池のコア技術の国産化やインフラ整備に関する内容が現行計画よりも大幅に追加されており、燃料電池車を重視する政府の姿勢が反映されている。他にも、EVの電気消費量を2025年までに走行100km当たり平均12.0 kWhに低減するなど具体的な目標数値も盛り込まれた。

新エネ車産業発展計画（2021-2035年）

主な内容
・2025年までに新車販売台数で新エネ車の割合を全体の20%前後にする。
・ガソリン車の燃費に相当するEVの電力消費量を2025年までに走行100kmあたり平均12.0kWhに低減する。
・電池やインバーターなどコア技術の研究開発を推進する。
・充電スタンドや水素ステーションなどのインフラ整備を推進する。
・自動運転技術と連携したスマートシティなど推進する。
・新車販売の主流をEVにシフトさせる。
・公共車両の全面電動化。
・FCVの本格的な商用化。

◆中国発物流量急増 11月は2割増

中国税関総署は11月の貿易統計を発表し、中国からの輸出額が前年同月比21.1%増の2,680億ドルと高い伸びを呈し、今年6月から6ヵ月連続増となった。

コロナの影響で第1半期の貿易総額は前年同期比6.4%減と大きく落ち込んだが徐々に回復し、1-11月貿易総額では前年同期比0.6%増と今年初めての黒字転換となった。

一方、物流業界は航空便の減少に伴う船舶輸送への切り替えや欧米での荷下ろしの遅れによるコンテナの滞留など様々な要因によって世界規模で深刻なコンテナ不足が続いており、中国でも同様の問題が浮上している。

証券時報網によると、上海市の港湾施設では空きコンテナの不足から上海発のコンテナ運賃が異常な高騰を続けている。11月以降の主要航路の運賃は、40Fコンテナ1個あたりで北米行きが5,000～6,000ドル、欧州行きが4,000ドル強、東南アジア行きが2,000ドル弱と、コロナ流行前の水準より2～3倍になっているという。

◆中国、外資の安全審査を強化へ

中国国家発展改革委員会と商務部は12月19日、「外商投資安全審査弁法」を公布した。弁法は現行の「外商投資法」で規定された安全保障の審査の運用方法を示したもので、2021年1月18日より施行される。

軍需に関わる投資、国の安全保障に関わる重要分野(農産品、エネルギー・資源、重要設備の製造、インフラ、運輸、文化、IT、インターネット商品・サービス、金融、コア技術等)において、外資が現地法人持分の過半保有など実質的に支配する投資が審査の対象となる。ただし具体的な対象分野・品目までは明らかにされていない。

◆中国、半導体国産化の税優遇を強化

中国財政部などは12月17日、集積回路とソフトウェア産業を対象に企業所得税の減免措置を発表した。

当該産業は、これまでも税優遇が実施されてきたが、今回は経営期間が15年以上で、回路線幅が28ナノメートル(1ナノメートル=10億分の1メートル)以下の技術を使った製品を製造する企業に対して企業所得税(日本でいう法人税)を10年間免除する等、優遇税制が拡充される。半導体の製造、設計、設備、原料、封止、テストに関わるメーカー及びソフトウェアメーカーが対象となる。

◆ネガティブリスト(2020年版)発表

中国国家発展改革委員会などは12月16日、「市場参入ネガティブリスト(2020年版)」を発表した。本リストは2019年版から約1年ぶりの改訂で、投資を制限する分野が123項目となり、2019年版から8項目の減少となった。

うち、禁止類は2019年版と同じ5項目であるが、2020年版では「自動車産業投資管理規定^{*1}」にある投資禁止類事項についての投資を禁じることや、非金融企業による金融業務展開の禁止項目に「金融持株」、「金融グループ」の文言が追加された。

許可類(118項目)では、「石油・天然ガスの探査・採掘に係わる審査・批准」の文言が削除され、外資企業の中国国内における石油・天然ガスの探査・採掘が可能となった。また、「CO₂排出権取引検査機関の資格認定」の文言削除により、外資企業の中国国内におけるCO₂排出量評価の実施が認められるようになる。他にも「会計士事務所による証券、先物サービス業務への従事に係る審査・批准」、「通関業務企業の登録・登記許可」、「輸出入商品の検査・鑑定業務に係わる検査許可」の文言が削除される等、一定の緩和がされた。

尚、ネガティブリストは、本リストの他に、「外商投資参入許可特別管理措置」と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置」があり、本リストが資本形態を問わず全ての投資者を対象としているのに対し、他2本は外国投資者のみの適用となっている。

※1…ガソリン車やハイブリッド車メーカーの新規参入を禁止するとともに、既存の自動車メーカーに対してもその生産能力の拡張を厳格化するもの。2019年1月施行。

◆2020年の中国自動車販売、3年連続前年割れ

中国汽車工業協会は1月6日、中国国内の2020年の自動車販売台数が速報値で前年比1.9%減の2,527万台であったと発表した。減少幅は縮小したもの、上半期に発生したコロナウイルスによる出遅れが響き、3年連続の前年割れとなった。自動車販売のうち、乗用車は前年比6.1%減と落ち込んだが、商用車は前年比18%増となった。

春以降、各地域で政府主導の販促キャンペーンが展開され、4月以降の自動車販売台数は9ヵ月連続で前年同期比を上回る状況が続いている。同協会では2021年の販売台数予測を2,640万台(うち、乗用車2,170万台、商用車460万台)とし、4年ぶりの回復を見込む。

中国経済データ

＜ご注意＞

伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年 月	輸 出		輸 入		差 引	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備 考
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年12月	15,567	10.2	15,686	1.8	▲119	赤字縮小
2020年1-12月	150,829	2.7	174,766	▲5.3	▲23,873	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

12月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	67,062	100.0
	アメリカ	12,128	18.1
	E U	6,217	9.3
	アジア	39,148	58.4
	うち中国	15,567	23.2
	総額	59,552	100.0
輸入	アメリカ	5,852	9.8
	E U	6,991	11.7
	アジア	30,610	51.4
	うち中国	15,686	26.3

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

12月の主な増減品目

単位：％、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 プラスチック	19.9	1.2
		2 非鉄金属	44.8	1.1
		3 原料品	79.6	1.1
	減少	1 有機化合物	▲32.0	▲1.4
		2 科学光学機器	▲20.0	▲1.2
輸入	増加	1 電算機類(含周辺機器)	19.4	1.9
		2 織物用糸・繊維製品	26.0	0.7
		3 通信機	3.5	0.4
	減少	1 電算機類の部分品	▲29.2	▲0.5
		2 半導体等電子部品	▲16.2	▲0.5

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年 月	輸 出			輸 入			差 引	
	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備考
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年12月	2,987	12.8	19.2	1,646	▲3.1	10.5	1,342	黒字拡大
2020年1-12月	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

12月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	16,160	100.0
	アメリカ	3,973	24.6
	E U	2,109	13.1
	アジア	6,564	40.6
	うち中国	2,987	18.5
	総額	6,935	100.0
輸入	アメリカ	632	9.1
	E U	851	12.3
	アジア	3,726	53.7
	うち中国	1,646	23.7

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

12月の主な増減品目

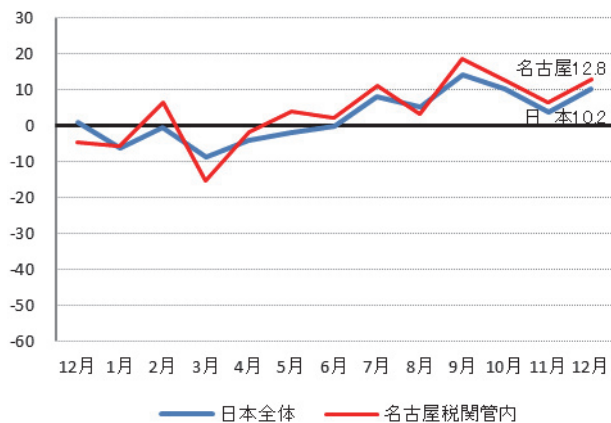
単位：％、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 自動車	190.5	6.2
		2 重電機器	46.2	1.5
	減少	1 科学光学機器	▲31.5	▲1.3
輸入	減少	1 衣類及び同附属品	▲20.3	▲2.2
		2 事務用機器	▲41.4	▲1.3

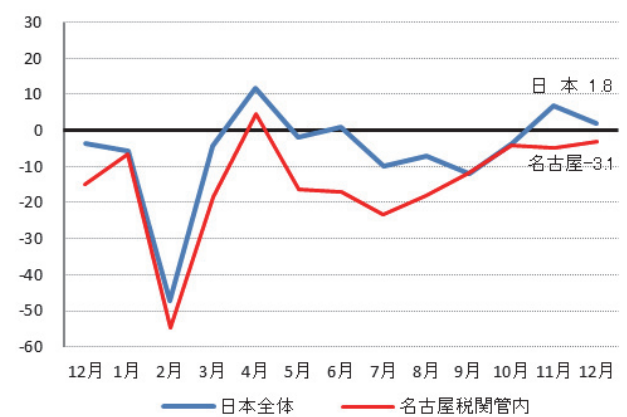
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

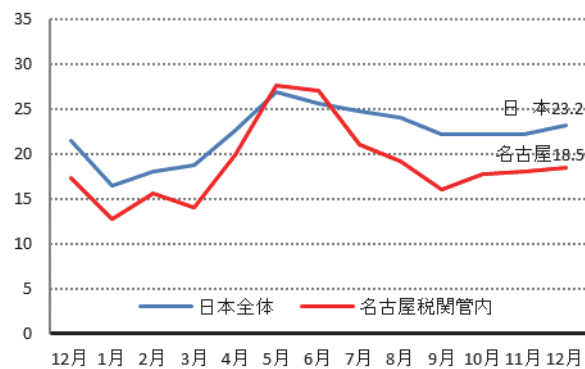
中国への輸出額の月別伸率(%)



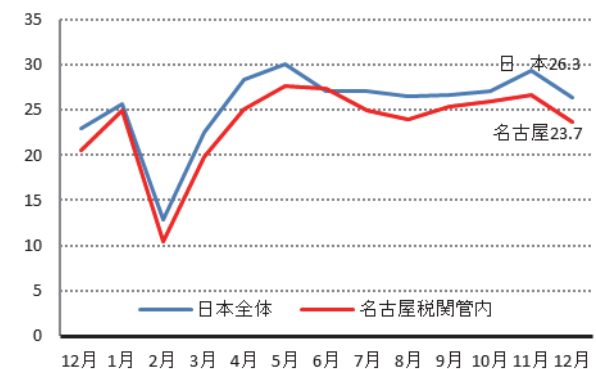
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸 出		輸 入	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年12月	2,819	18.1	2,038	6.5
2020年1-12月	25,907	3.6	20,556	▲1.1

出所：中国税関総署

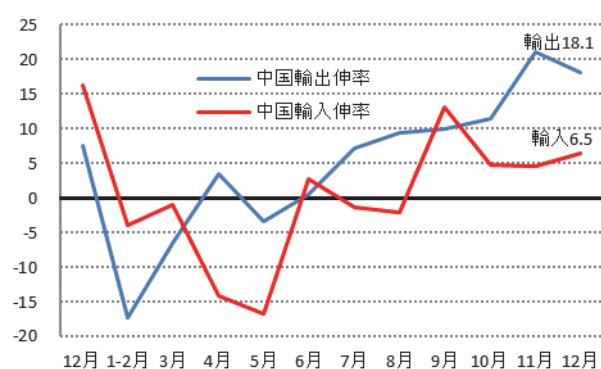
中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

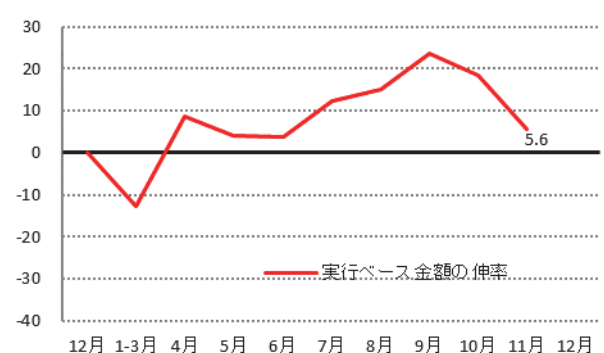
年 月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年12月	N/A	N/A	N/A	N/A
2020年1-12月	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5

出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。
(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	12月	1-12月
消費者物価指数	0.2	2.5
うち都市	0.2	2.3
農村	0.2	3.0
うち食品	1.2	10.6
食品以外	0	0.4
うち消費財	0.2	3.6
サービス	0.3	0.6

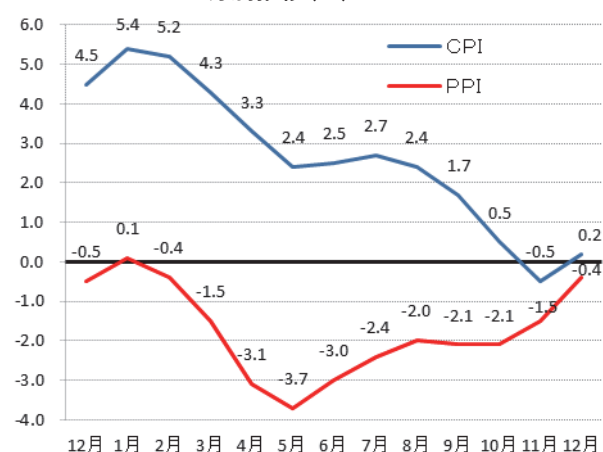
出所：中国国家统计局

工業生産者物価指数PPI (%)

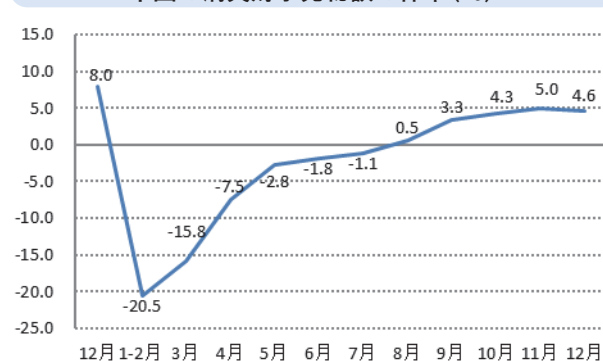
	12月	1-12月
工業生産者物価指数(PPI)	▲0.4	▲1.8
うち生産資材	▲0.5	▲2.7
うち採掘	▲0.4	▲5.2
原材料	▲1.6	▲5.6
加工	0.0	▲1.3
生活資材	▲0.4	0.5
うち食品	0.9	2.9
衣類	▲1.8	▲1.0
一般日用品	▲0.4	▲0.3
耐久消費財	▲1.8	▲1.8
工業生産者仕入物価指数	0	▲2.3
うち燃料、動力類	▲6.6	▲8.4

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家统计局

CPIとPPIの月別推移(%)



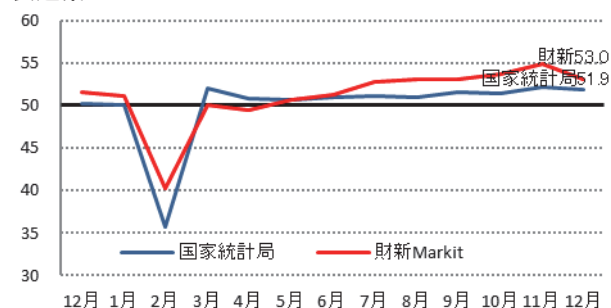
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家统计局

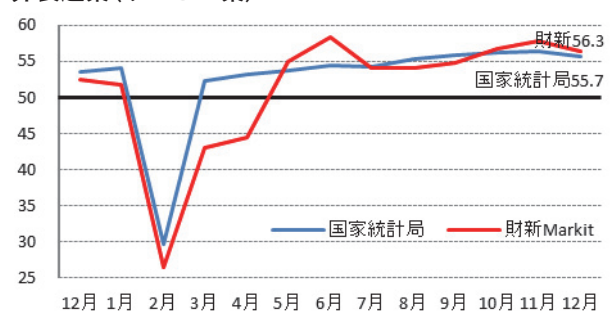
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業)PMI

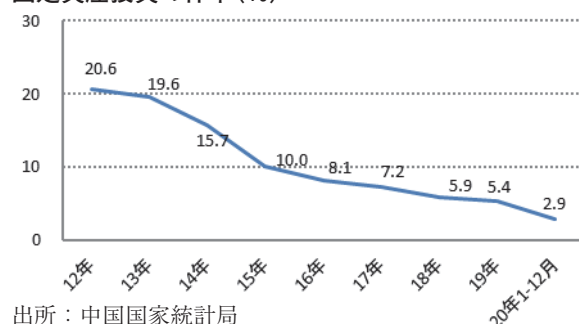


中国の固定資産投資

1-12月分の固定資産投資

		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資	第一次	13,302	19.5
	第二次	149,154	0.1
	第三次	356,451	3.6
地域別	東部	N/A	3.8
	中部	N/A	0.7
	西部	N/A	4.4
	東北	N/A	4.3

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

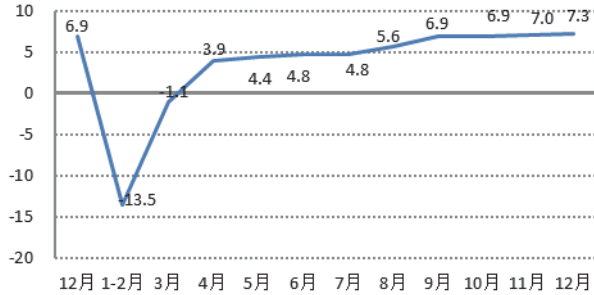
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	12月	1-12月
一定規模以上の工業生産	7.3	2.8
内訳 鉱業	4.9	0.5
製造業	7.7	3.4
電気・ガス・熱・水生産供給業	6.1	2.0
内訳 国有企業	6.4	2.2
株式制企業	7.0	3.0
外資系企業	8.5	2.4
私営企業	7.6	3.7

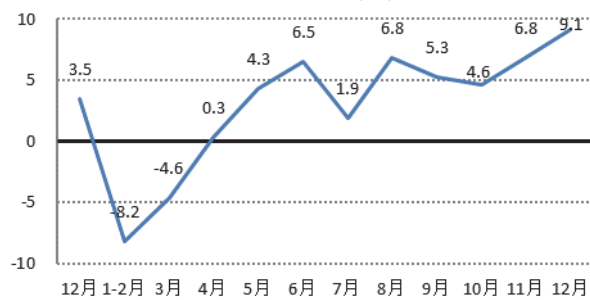
出所：中国国家统计局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



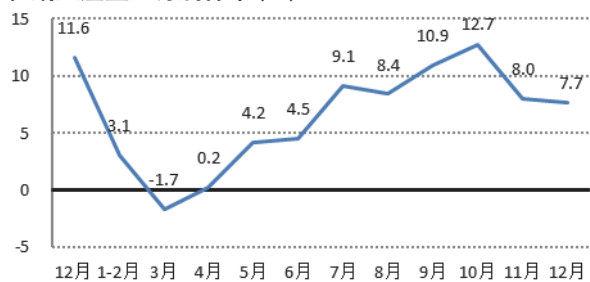
出所：中国国家统计局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



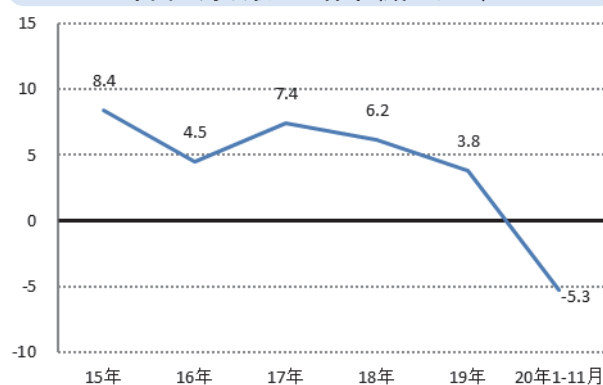
出所：中国国家统计局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

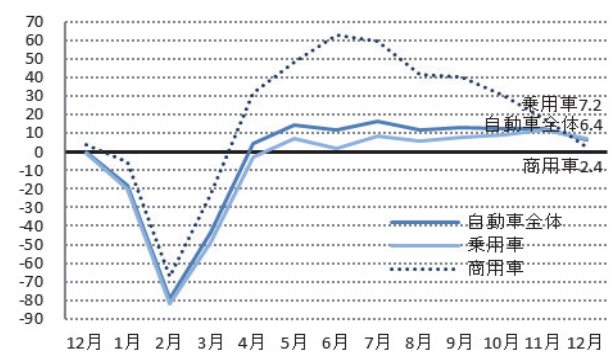
中国の自動車販売台数

台数：万台

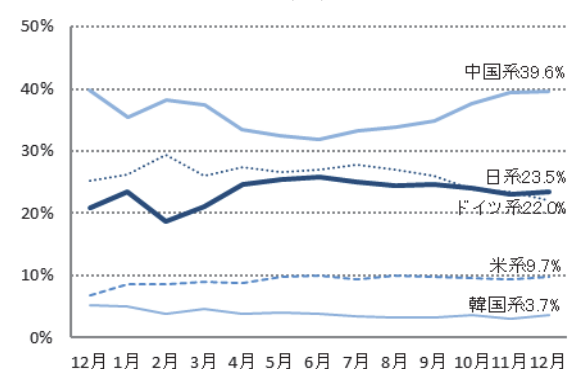
年月	自動車	
	乗用車	商用車
2014年	2,349	379
2015年	2,460	345
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
2019年	2,576	432
20年12月	283	46
20年1-12月	2,531	513

出所：中国汽车工业协会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)

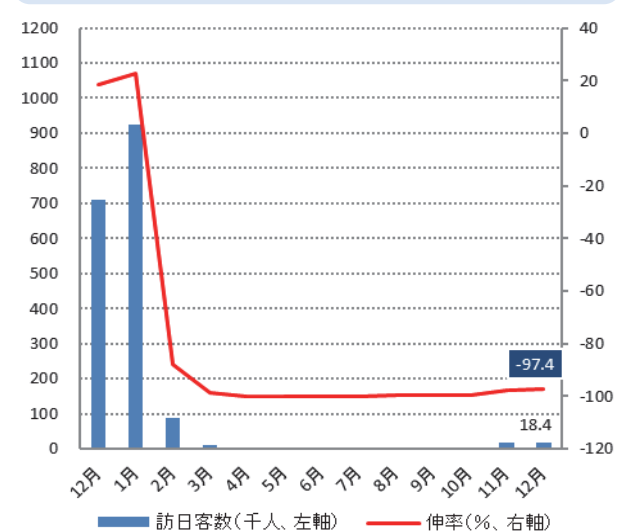


日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報協会の

中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局